

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年3月30日

厚 木 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				上依知、中依知、山際、関口、猿ヶ島、棚沢、下川入	無	R4.4.1 ~ R9.3.31	厚木市愛川水土里会
○				金田	無	R5.4.1 ~ R10.3.31	牛久保用止水と緑の会